

最低制限価格の設定基準の改正について

令和3年11月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事に係る委託業務における最低制限価格の設定基準を改正し、令和4年1月4日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 最低制限価格の設定基準（建設工事に係る委託業務）

次の業務の種類ごとに掲げる額の合計額に、消費税相当額を加算した額とします。（ただし、業務ごとに定める設定範囲内の額とします。）

	改正前	改正後
土木設計	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接業務費 ②直接経費 ③その他原価×0.9 ④一般管理費等×0.3	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接原価（直接人件費+直接経費） ②その他原価×0.9 ③一般管理費等×0.48
建築設計	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接業務費+技術経費+特別経費 ×1.18	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×0.6 ④諸経費×0.6

測 量	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接測量費×1.07	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8.2/10 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×0.48
地 質 調 査	設定範囲：予定価格の 6/10 から 8/10 ①直接調査費+間接調査費 ×0.92	設定範囲：予定価格の 2/3 から 8.5/10 ①直接調査費 ②間接調査費×0.9 ③解析等調査業務費×0.8 ④諸経費×0.48

※一つの契約に二以上の業務が含まれる場合は、業務ごとに算出した額の合計額に消費税相当額を加算して得た額とします。